

生駒市条例第9号

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月4日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市体育施設条例の一部を改正する条例

生駒市体育施設条例（平成元年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条の5第2項中「生駒市生駒北スポーツセンター体育館、生駒市生駒北スポーツセンター野球場、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラック、生駒市生駒北スポーツセンターテニスコート及び」を削る。

別表第3の1の表備考第2項中「使用料又は」を削り、同表備考第3項中「使用料又は」を削り、同項に次の1号を加える。

- (4) 市内に住所を有する者又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの（指定管理者がこれに準ずると認める者を含む。）及びその介護を行う者

別表第3の1の表備考第4項中「使用料又は」を削り、同項第1号中「児童生徒等」を「児童生徒、障がい者等」に改め、同表備考第5項中「使用料及び」を削り、別表第3の2の表備考第2項中「児童生徒等」を「児童生徒、障がい者等」に改め、同表備考第3項第1号を次のように改める。

- (1) 児童生徒、障がい者等

別表第3の3の表中「大人」の次に「（障がい者等を除く。以下同じ。）」を、「小人」の次に「及び障がい者等」を加え、同表備考第7項中「使用料及び」を

削り、同項を同表備考第 8 項とし、同表備考第 6 項中「使用料」を「利用料金」に改め、同項を同表備考第 7 項とし、同表備考第 5 項中「使用料又は」を削り、同項第 1 号を次のように改め、同項を同表備考第 6 項とする。

(1) 児童生徒、障がい者等

別表第 3 の 3 の表備考第 4 項中「児童生徒等」を「児童生徒、障がい者等」に改め、「使用料又は」を削り、同項を同表備考第 5 項とし、同表備考中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 「障がい者等」とは、市内に住所を有する者又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの（指定管理者がこれに準ずると認める者を含む。）及びその介護を行う者をいう。

別表第 3 の 4 の表備考第 1 項中「児童生徒等」を「児童生徒、障がい者等」に改め、同表備考第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) 児童生徒、障がい者等

別表第 3 の 5 の表中「小人」の次に「及び障がい者等」を加え、同表備考中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項第 1 号を次のように改め、同項を同表備考第 4 項とする。

(1) 児童生徒、障がい者等

別表第 3 の 5 の表備考第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 「障がい者等」とは、市内に住所を有する者又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの（指定管理者がこれに準ずると認める者を含む。）及びその介護を行う者をいう。

別表第 3 の 6 の表備考第 1 項中「児童生徒等」を「児童生徒、障がい者等」に改め、同表備考第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) 児童生徒、障がい者等

別表第3の7の表を削り、別表第3の8の表を別表第3の7の表とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市体育施設条例別表第3の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料及び利用料金（生駒市体育施設条例第8条第2項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。